

様

野田市長

㊟

野田市未支払児童手当支給決定(請求却下)通知書(施設等受給者用)

年 月 日付けで請求のあった未支払児童手当の支給については、次のとおり支給(却下)することに決定したので、野田市児童手当実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

児童の氏名	住所	支給の内容		却下の理由
		支給期間	年 月分から 年 月分まで	
		支給金額	円	
		支給年月日	年 月 日	
		支給方法		
		支給期間	年 月分から 年 月分まで	
		支給金額	円	
		支給年月日	年 月 日	
		支給方法		
		支給期間	年 月分から 年 月分まで	
		支給金額	円	
		支給年月日	年 月 日	
		支給方法		

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。